

令和４年 議案第２３号

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
上記の議案を提出する。

令和４年１２月１４日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、より効果的かつ効率的で持続可能な組織体制を構築し、「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」を実現するため、教育委員会に係る行政組織の見直しを図る必要があるからである。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

【趣 旨】 社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応し、より効果的かつ効率的で持続可能な組織体制を構築し、「みんなで育む 笑顔輝く ずっと住みたいまち」を実現するため、教育委員会に係る行政組織の見直しを図る。

【内 容】 1 教育行政課を学校教育課へ統合する。ただし、次の所掌事務は学校教育課以外へ分担させる。(別表関係)

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) 社会教育委員、その他社会教育関係委員及びその会議に関すること。 | →生涯学習推進課 |
| (2) 社会教育関係者及び社会教育団体への助言、指導及び育成に関すること。 | →生涯学習推進課 |
| (3) その他社会教育に関すること。 | →生涯学習推進課 |
| (4) 勤労文化会館及びふるさと会館の管理運営に関すること。 | →生涯学習推進課 |
| (5) 青少年の施策等総合調整、推進及び計画に関すること。 | →子ども政策課 |
| (6) 青少年の健全育成に関すること。 | →子ども政策課 |
| (7) ジュニアクラブ及び青少年団体の育成指導に関すること。 | →子ども政策課 |
| (8) 青少年補導員に関すること。 | →子ども政策課 |
| (9) 心の電話相談に関すること。 | →子ども政策課 |
| (10) 歴史民俗資料館の施設の維持及び管理に関すること。 | →生涯学習推進課 |
| (11) 市に関する資料の収集、展示及び保管整理に関すること。 | →生涯学習推進課 |
| (12) 文化財及び埋蔵文化財の保護に関すること | →生涯学習推進課 |
| (13) 文化財保護委員会に関すること | →生涯学習推進課 |
| (14) 石川家住宅の管理及び運営に関すること。 | →生涯学習推進課 |
| (15) その他歴史民俗資料館、文化財等に関すること。 | →生涯学習推進課 |

2 学校教育課へ新たに追加する所掌事務 (別表関係)
放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室

【施行期日】 令和5年4月1日

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

みよし市教育委員会事務局組織規則（昭和 57 年三好町教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

別表教育部教育行政課の項を削り、同表教育部学校教育課の項中第 21 号を第 43 号とし、第 20 号を第 42 号とし、第 19 号を第 41 号とし、同号の前に次の 7 号を加える。

- (34) 私立高等学校等の授業料の補助に関すること。
- (35) 私学振興（幼稚園を除く。）に関すること。
- (36) 奨学金に関すること。
- (37) 家庭教育に関すること。
- (38) 20 歳の集いに関すること。
- (39) 青少年教育に関すること。
- (40) 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室に関すること。

別表教育部学校教育課の項中第 18 号を第 33 号とし、第 3 号から第 17 号までを 15 号ずつ繰り下げ、同項第 2 号中「並びに通学路の指定」を削り、同号を同項第 16 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (17) 通学路に関すること。

別表教育部学校教育課の項中第 1 号を第 15 号とし、同項に第 1 号から第 14 号までとして次の 14 号を加える。

- (1) 教育部全般に関する事項の調査、企画及び調整に関すること。
- (2) 教育委員会の会議及び委員に関すること。
- (3) 儀式、表彰、請願、褒章、陳情及び公印の保管に関すること。
- (4) 事務局の職員（市費負担教員及び学校業務員を除く。）の任免その他の人事に関すること。
- (5) 教育委員会の規則の制定又は改廃に関すること。
- (6) 教育に係る調査、統計及び広報に関すること。
- (7) 教育行政に係る企画立案に関すること。
- (8) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び変更に関すること。
- (9) 市立学校の施設計画及び用地取得に関すること。

- (10) 市立学校施設の実態調査及び目的外使用許可に関する事。
- (11) 市立学校の施設台帳及び財産台帳の整備に関する事。
- (12) 市立学校の施設及び用地の管理に関する事。
- (13) 市立学校の管理用備品及び台帳整備に関する事。
- (14) その他学校教育施設に関する事。

別表教育部生涯学習推進課の項中第12号を第22号とし、第11号を第15号とし、同号の次に次の6号を加える。

- (16) 歴史民俗資料館の施設の維持及び管理に関する事。
- (17) 市に関する資料の収集、展示及び保管整理に関する事。
- (18) 文化財及び埋蔵文化財の保護に関する事。
- (19) 文化財保護委員会に関する事。
- (20) 石川家住宅の管理及び運営に関する事。
- (21) その他歴史民俗資料館、文化財等に関する事。

別表教育部生涯学習推進課の項中第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、第9号を第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (13) 勤労文化会館及びふるさと会館の管理及び運営に関する事。

別表教育部生涯学習推進課の項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

- (7) 社会教育委員、その他社会教育関係委員及びその会議に関する事。
- (8) 社会教育関係者及び社会教育団体への助言、指導及び育成に関する事。
- (9) その他社会教育に関する事。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(課の設置) 第3条 教育部に次の課を置く。 (1) 略 (2) 略 (3) 略 (事務分掌) 第4条 前2条に規定する部及び課における事務分掌は、別表のとおりとする。 別表 (第4条関係) 教育部	(課の設置) 第3条 同左 (1) 教育行政課 (2) 略 (3) 略 (4) 略
別表 (第4条関係) 教育部 教育行政課 (1) 教育部全庁に関する事項の調査、企画及び調整に関すること。 (2) 教育委員会の会議及び委員に関すること。 (3) 儀式、表彰、訓励、褒章、陳情及び公印の保管に関すること。 (4) 事務局の職員 (市費負担教員及び学校業務員を除く。) の任免その他の人事に関すること。 (5) 教育委員会の規則の制定又は改廃に関すること。 (6) 教育に係る調査、統計及び広報に関すること。 (7) 教育行政に係る企画立案に関すること。 (8) 学校その他の教育機関の設置、廃止及び変更に関すること。 (9) 私立高等学校等の授業料の補助に関すること。 (10) 私学振興 (幼稚園を除く。) に関すること。 (11) 奨学金に関すること。 (12) 市立学校の施設計画及び用地取得に関すること。 (13) 市立学校施設の実態調査及び目的外使用許可に関すること。 (14) 市立学校の施設台帳及び財産台帳の整備に関すること。 (15) 市立学校の施設及び用地の管理に関すること。 (16) 市立学校の管理用備品及び台帳整備に関すること。 (17) 通学路 (指定を除く。) に関すること。 (18) その他学校教育施設に関すること。 (19) 社会教育委員、その他社会教育関係委員及びその会議に関すること。 (20) 社会教育及び家庭教育に関すること。 (21) 社会教育関係者及び社会教育団体への助言、指導及び育成に関すること。 (22) 20歳の集いに関すること。	

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
学校教育課 (1) <u>教育部全般に関する事項の調査、企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>教育委員会の会議及び委員に関すること。</u> (3) <u>儀式、表彰、請願、褒章、陳情及び公印の保管に関すること。</u> (4) <u>事務局の職員（市教員担任教員及び学校業務員を除く。）の任免その他の人事に関すること。</u> (5) <u>教育委員会の規則の制定又は改廃に関すること。</u> (6) <u>教育に係る調査、統計及び広報に関すること。</u> (7) <u>教育行政に係る企画立案に関すること。</u> (8) <u>学校その他の教育機関の設置、廃止及び変更に関すること。</u> (9) <u>市立学校の施設計画及び用地取得に関すること。</u> (10) <u>市立学校の施設の実態調査及び目的外使用許可に関すること。</u> (11) <u>市立学校の施設台帳及び財産台帳の整備に関すること。</u> (12) <u>市立学校の施設及び用地の管理に関すること。</u> (13) <u>市立学校の管理用備品及び台帳整備に関すること。</u> (14) <u>その他学校教育施設に関すること。</u> (15) 略 (16) 学校区の設定、廃止及び変更に関すること。 (17) 通学路に関すること。 (18) 略	(23) <u>青少年教育に関すること。</u> (24) <u>勤労文化会館及びふさと会館の管理及び運営に関すること。</u> (25) <u>その他社会教育に関すること。</u> (26) <u>青少年の施策の総合調整、推進及び計画に関すること。</u> (27) <u>青少年の健全育成に関すること。</u> (28) <u>ジュニアクラブ及び青少年団体の育成指導に関すること。</u> (29) <u>青少年捕獲員に関すること。</u> (30) <u>心の電話相談に関すること。</u> (31) <u>歴史民俗資料館の施設の維持及び管理に関すること。</u> (32) <u>市に関する資料の収集、展示及び保管整理に関すること。</u> (33) <u>文化財及び埋蔵文化財の保護に関すること。</u> (34) <u>文化財保護委員会に関すること。</u> (35) <u>石川家住宅の管理及び運営に関すること。</u> (36) <u>その他歴史民俗資料館、文化財等に関すること。</u> 学校教育課 (1) 略 (2) 学校区の設定、廃止及び変更並びに通学路の指定に関すること。 (3) 略

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(19) 略 (20) 略 (21) 略 (22) 略 (23) 略 (24) 略 (25) 略 (26) 略 (27) 略 (28) 略 (29) 略 (30) 略 (31) 略 (32) 略 (33) 略 (34) <u>私立高等学校等の授業料の補助に関すること。</u> (35) <u>私学振興（幼稚園を除く。）に関すること。</u> (36) <u>奨学金に関すること。</u> (37) <u>家庭教育に関すること。</u> (38) <u>20歳の集いに関すること。</u> (39) <u>青少年教育に関すること。</u> (40) <u>放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室に関すること。</u> (41) 略 (42) 略 (43) 略 スポーツ課の項 略 生涯学習推進課 (1)～(6) 略 (7) <u>社会教育委員、その他社会教育関係委員及びその会議に関すること。</u> (8) <u>社会教育関係者及び社会教育団体への助言、指導及び育成に関すること。</u> (9) <u>その他社会教育に関すること。</u> (10) 略 (11) 略	(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略 同左 生涯学習推進課 (1)～(6) 略 (7) 略 (8) 略

みよし市教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(12) 略 (13) <u>勤労文化会館及びふるさと会館の管理及び運営にすること。</u> (14) 略 (15) 略 (16) <u>歴史民俗資料館の施設の維持及び管理にすること。</u> (17) <u>市に関する資料の収集、展示及び保管整理にすること。</u> (18) <u>文化財及び埋蔵文化財の保護にすること。</u> (19) <u>文化財保護委員会にすること。</u> (20) <u>石川家住宅の管理及び運営にすること。</u> (21) <u>その他歴史民俗資料館、文化財等にすること。</u> (22) 略	(9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略